

(別添)

障害者自立支援給付支払システムの構築に向けて

平成18年11月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者自立支援給付支払システムについて

《導入の目的》

- 障害福祉サービス費について、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るため、介護保険制度に倣い、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に支払事務の委託を進めることとしている。
- 国保連合会への支払事務の委託に当たり、障害福祉サービス費について全国共通の支払システム（以下「支払システム」という。）を導入することにより、請求から支払まで一連の事務の効率化と平準化を図るものである。

（参考）障害者自立支援法（抜粋）

第29条

8 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

19年10月以降の介護給付費・訓練等給付費等の支払事務処理イメージ

障害者自立支援法に規定する介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費（以下「介護給付費等」という。）の支払に関する事務は、法第29条第8項等により、19年10月より市町村の委託を受けて国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が実施。

このため、指定サービス事業者及び障害者支援施設の介護給付費等の請求先が市町村から国保連合会に移行する。

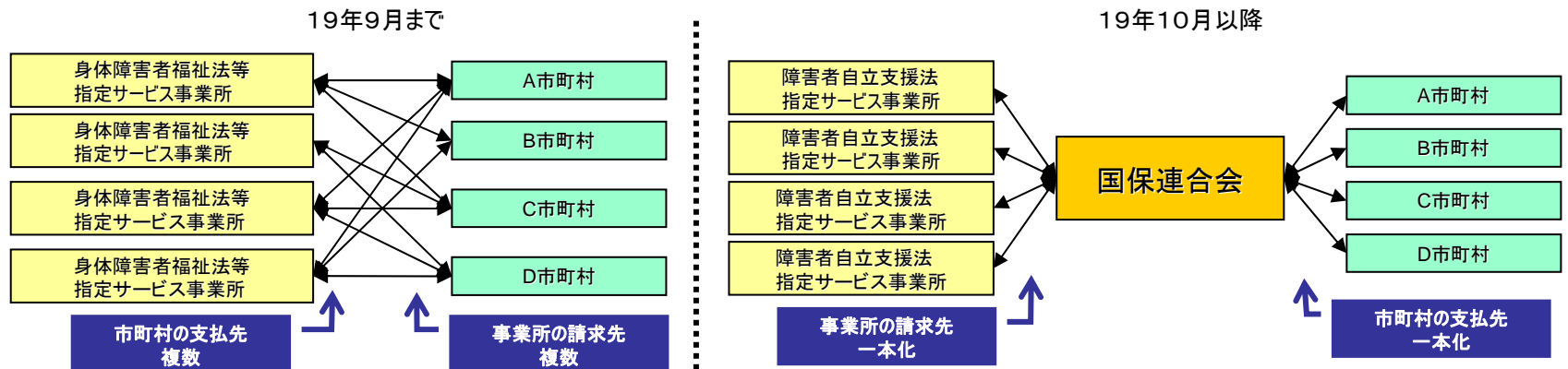
介護給付費等の支払の請求先

指定サービス事業者及び障害者支援施設が所在する国保連合会

本条文の施行が19年10月となるため、実際は19年9月サービス提供分より事務処理が委託される。

なお、19年8月分以前の月遅れ請求等は、従前どおり支給決定を行った各市町村等での対応となる。

※ 介護給付費等の具体的な請求方法は別紙



※ 請求事務が大幅に簡素化

※ 支払事務が大幅に簡素化

介護給付費等の請求方法

指定サービス事業者等及び障害者支援施設（以下「サービス事業者」という。）が行う介護給付費等の請求は、電子情報処理組織（請求書、請求明細書、実績記録票、契約内容報告書の一部、上限額管理結果等を介護給付費等の請求にかかるインタフェース仕様書に規定した請求にかかる情報をインターネットより送信）により行う。

介護給付費等の請求方法（介護給付費等の請求に関する省令第2条）

インタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、インターネットを経由して請求にかかる情報（以下「請求情報」という。）を送信する。

平成19年10月より	請求情報（データ）をインターネット経由して国保連合会に提出 <small>注1</small>
平成19年 9月まで	請求省令様式（紙）又は市町村が適当と認める磁気ディスク等を市町村に提出

注1 電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められる場合（請求省令附則第2条）

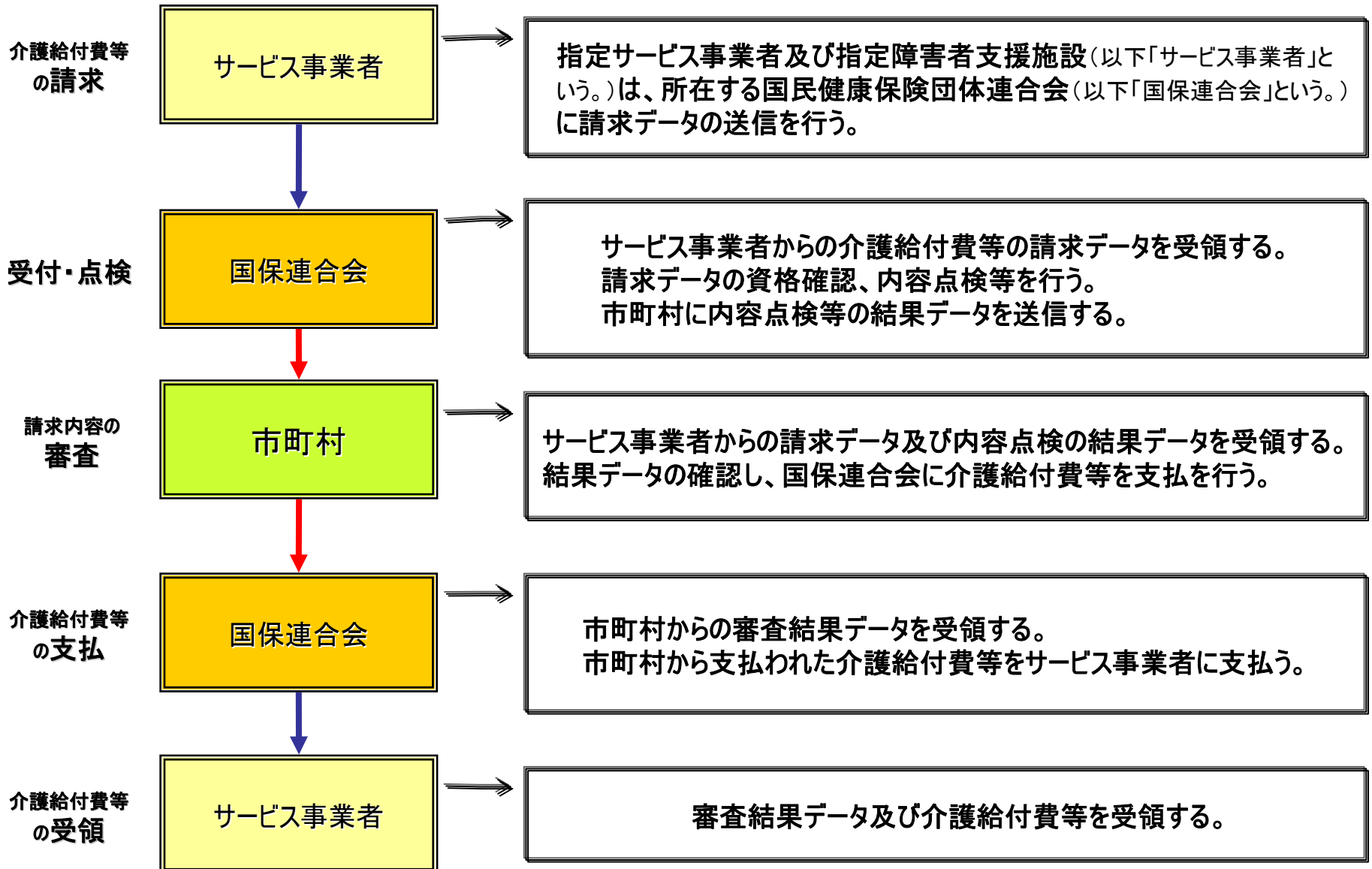
請求先 一 市町村

請求方法 一 請求省令様式又は市町村が適当と認める磁気ディスク等を提出する。

※ 通常の請求事務については、電子情報処理組織による請求とする。

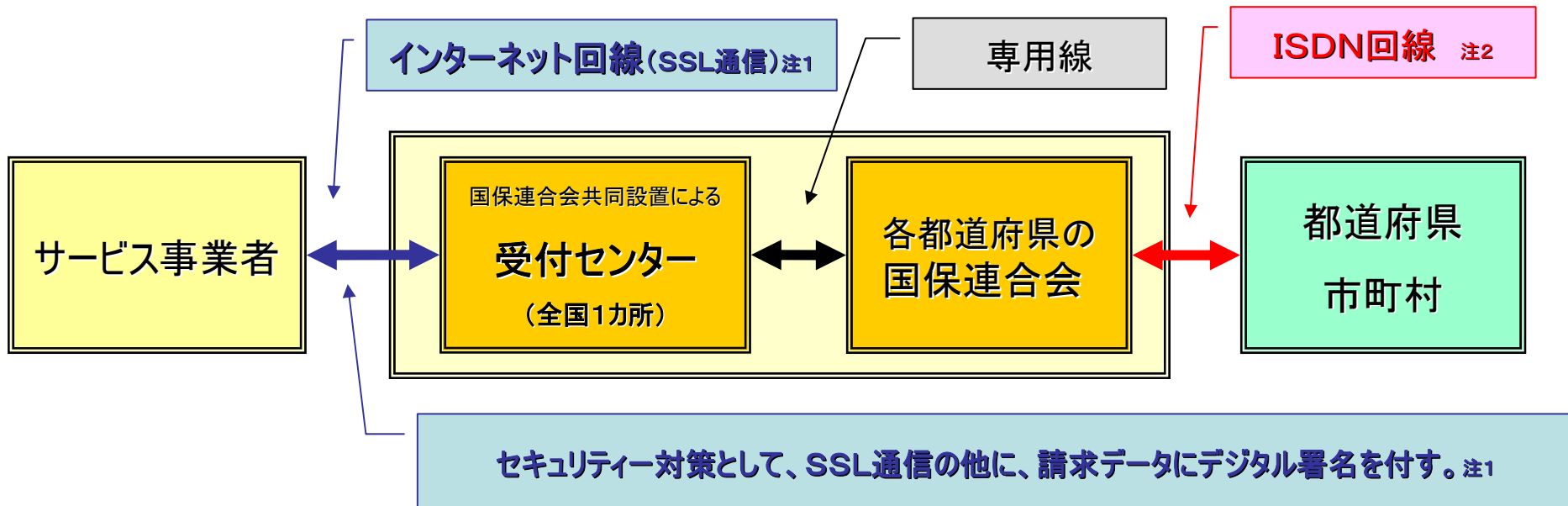
19年10月以降の介護給付費等の請求から支払までの流れ

サービス事業者の介護給付費等の請求先は、国民健康保険団体連合会に移行



支払システムでの使用回線について

国保連合会の支払システムは、都道府県、市町村、サービス事業者、国保連合会の関係機関を下記の回線により結合する。



注1 インターネット回線費及びデジタル署名にかかる費用については、サービス事業者負担

注2 ISDN回線については、自治体負担

参考 介護保険システム

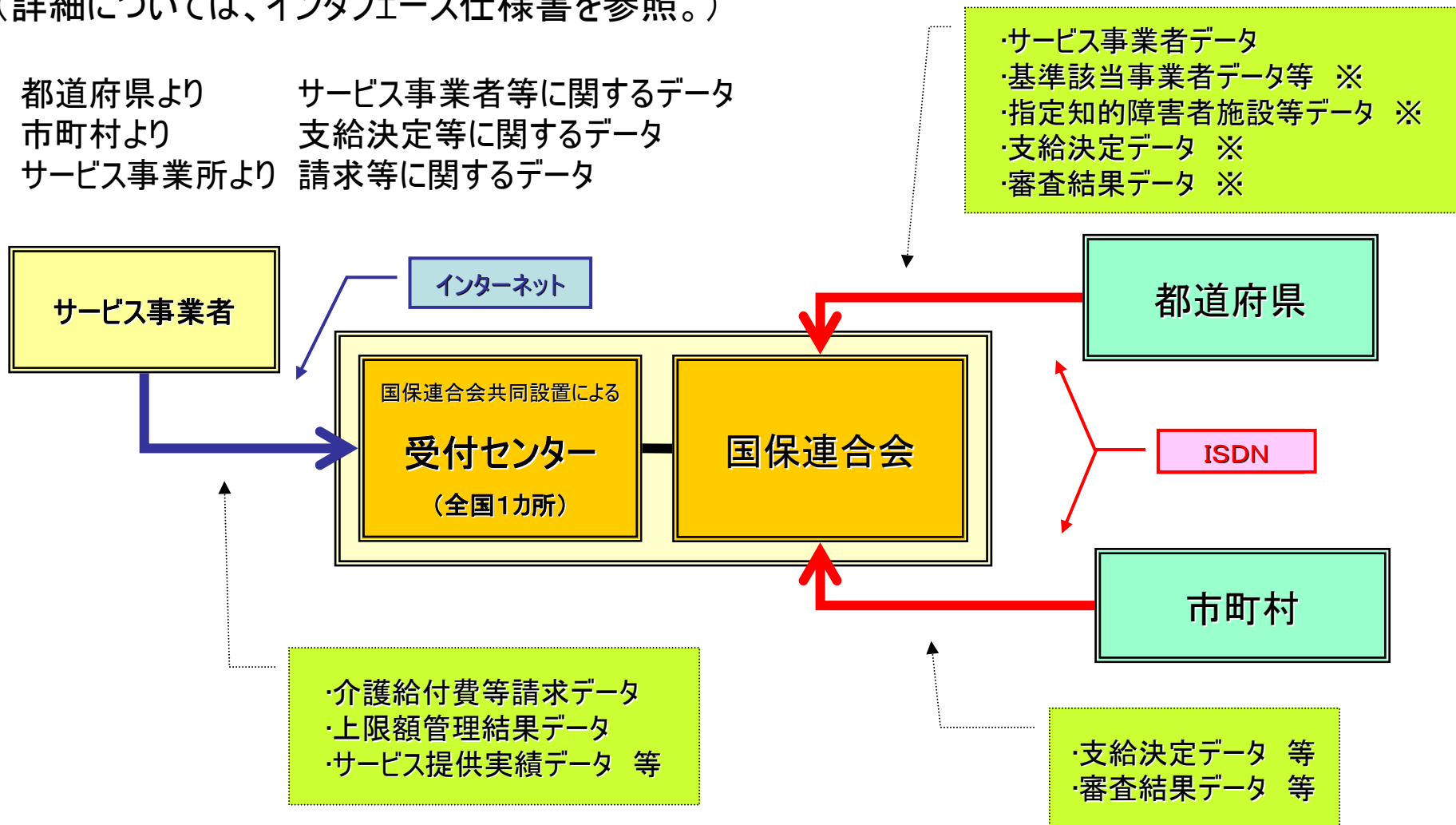


関係機関から国保連合会に提供する必要のある情報

国保連合会の支払システムの運用には、関係機関より定期的なデータの提供が必要となる。

(詳細については、インタフェース仕様書を参照。)

- ・ 都道府県より サービス事業者等に関するデータ
- ・ 市町村より 支給決定等に関するデータ
- ・ サービス事業所より 請求等に関するデータ



※ 管下の市町村及び都道府県の事務委託の内容により異なる。

システム稼働時までには、都道府県、市町村、指定サービス事業所において、準備すべき事項

19年10月からの請求受付に向けて、地方自治体から国保連合会の初期データの提供は、19年8月頃を予定しているため、都道府県、市町村においては、その間に本システムに対応させた、事業者管理システム又は支給決定システムを完了させる必要がある。

1 都道府県

- ・ 「インタフェース仕様書都道府県編」に従って、障害者自立支援法の指定サービス事業者等の事業者情報を国保連合会に提供できる環境(システム等)を準備を行う。
- ・ 指定サービス事業者等に、19年10月以降の介護給付費等の請求事務についての周知を行う。

2 市町村

- ・ 「インタフェース仕様書市町村編」に従って、支給決定障害者等の支給決定情報を国保連合会に提供し、国保連合会からの点検結果について確認できる環境(システム等)を準備を行う。
- ・ 支払委託に関する事務手数料の締結を国保連合会と行う。
- ・ 支払事務手数料の事務費等の予算措置を行う。

3 指定サービス事業者等

詳細は後日提示するが、介護給付費等の請求は、電子請求方式を採用することとしているため、電子請求に対応するため、「インタフェース仕様書事業所編」に従った請求書の電子化、インターネット回線の確保、デジタル署名の取得等の準備が必要となる。

国保連合会への委託事務内容

1 障害者自立支援法関係

(1) 介護給付費、訓練等給付費

(2) サービス利用計画作成費

(3) 特定障害者特別給付費〔補足給付費〕

(4) 特例介護給付費、特例訓練等給付費 注1

(5) 高額障害福祉サービス費 注2

(6) 地域生活支援事業の一部 注1

(7) 利用者負担分の地方単独助成

(1)から(3)まで **全市町村の委託**

※委託手数料を検討中

(4)から(7)まで **市町村等の任意による委託**

2 児童福祉法関係

(1) 障害児施設給付費

(2) 特定入所障害児食費等給付費〔補足給付費〕

(3) 高額障害児施設給付費 注2

(4) 利用者負担分の地方単独助成

(1)から(4)まで **都道府県の任意による委託**

注1 基準該当事業者及び地域生活支援事業の事業所の国保連合会への登録は、都道府県を通じて行う。

注2 国保連合会に高額関係にかかる支払委託については、諸条件あるため後日別途提示を参照。

地域生活支援事業の支払委託に関連して(案)

地域生活支援事業の支払事務のうち、市町村において個別給付的な給付決定を行う事業については、支払事務の委託の対象とする。

例：個別の給付決定を行った外出支援事業、訪問入浴事業、日中一時事業等

また、地域生活支援事業においては、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるとしている。

こうした各種事業への柔軟な支払事務の対応を図るため、委託者である市町村又は都道府県が下記のコードを設定する。

①決定にかかるサービスコード

決定コードを市町村等で設定するため、サービス種類の範囲を限定せず柔軟な対応が可能

②請求にかかるサービスコード

請求コードを市町村等で設定するため、市町村等の設定した単価に合わせた支払が可能



地域生活支援事業以外の自治体単独事業の障害者福祉施策にかかる支払事務についても、サービスコード等を委託者が設定することにより、支払事務委託が可能となる。

例：自治体の介護給付費等の上乗せ補助金(毎月のサービス実績による補助金等)等の支払事務

今後のスケジュール

	国保中央会	国保連合会	都道府県・市町村
18年10月			
11月			連合会との接続に向けた対応
12月	○機器調達		
19年 1月		○先行導入連合会機器調達	
2月			
3月	○システム開発・テスト完了 ○マニュアル作成	○全連合会機器調達	
4月	○テスト環境セットアップ	○テスト環境セットアップ	
5月	○研修会実施	○テスト環境セットアップ	○国保連合会との接続環境構築
6月 ～		運用テスト	
10月	システム運用開始		